

アンチ・ドーピング委員会規則

(総則)

第1条

この規則は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）定款第41条に基づく専門委員会組織規則（以下「組織規則」という。）第1条第9号のアンチ・ドーピング委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

(目的)

第2条

本委員会は世界ボクシング協会(AIBA)及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)の定めるアンチ・ドーピング規程を遵守するとともに、JADAとの協力と連携の基に、ドーピング検査並びにスポーツ選手及びサポートスタッフに対する教育啓発活動を主体的に取り組む。

2 基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組む。

3 「基本理念」とは、ドーピング防止活動は本連盟が主体的に取り組むことが重要であり、本連盟の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

4 「ドーピング防止活動」とは、ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングに関する教育及び啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動をいう。

(基本活動)

第3条

本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) アンチ・ドーピング教育啓発活動
- (2) JADAの行うアンチ・ドーピング活動への参加、協力、連携
- (3) NF-Representative(NF-Rep: 競技団体代表者)としての活動
- (4) アンチ・ドーピング規則に定める罰則規定による意見の具申
- (5) その他関連する事項についての意見及び施策の具申

(構成)

第4条

本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 ～ 2 名
- (3) 委員若干名

(委員選出)

第 5 条

組織規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、副委員長及び委員は、前条に基づき委員長が選出する。

(活動費)

第 6 条

委員長は、年間活動計画及び予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 本委員会の活動にあたっては、本連盟の規則に従って旅費又は日当が支給される。

(規則の改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は平成 31 年 2 月 2 日より施行する。

この規則は令和 2 年 2 月 15 日より改正する。